

# 議会改革調査特別委員会記録

平成26年1月21日（火）

於：第1委員会室

# 議会改革調査特別委員会記録目次

平成26年1月21日(火)

出席委員	1
本日の会議に付した事件	1
出席状況の報告	2
開議宣告(午前10時4分)	2
議会基本条例の制定について	2
第4章及び第5章の案文について	2
第6章から第9章までの案文について	9
休憩(午前11時12分)	14
再開(午前11時13分)	14
散会宣告(午前11時27分)	16

# 議会改革調査特別委員会 委員会記録

平成26年1月21日（火曜日）

## 出席委員（9名）

委員長	高橋伸介	委員	藤田幸久
副委員長	大橋智洋	委員	岡林薫
委員	前田富枝	委員	大塚光央
委員	広瀬ひとみ	委員	堀井勝
委員	清水薫		

## 本日の会議に付した事件

1. 議会基本条例の制定について

## 市議会事務局職員出席者

事務局長	山下寿士	事務局課長代理	田中朗
事務局次長	五島祥文	事務局課長代理	吉田章伸
事務局課長	大西佳則	事務局主任	鈴木義久
事務局課長	沖卓磨	事務局主任	藤野亜希子

○高橋伸介委員長 開議に先立ち、事務局職員から委員の出席状況を報告します。五島事務局次長。

○五島祥文市議会事務局次長 本日の会議のただいまの出席委員は、9名です。

以上で報告を終わります。

(午前10時4分 開議)

○高橋伸介委員長 ただいま報告しましたとおり、出席委員は定足数に達していますので、これから議会改革調査特別委員会を開きます。

○高橋伸介委員長 調査に先立ち申し上げます。

本委員会の傍聴は、委員長においてこれを許可します。

○高橋伸介委員長 これから調査に入ります。

○高橋伸介委員長 議会基本条例の制定についてを議題とします。

○高橋伸介委員長 初めに、第4章及び第5章の案文のうち、会派にお持ち帰りいただき、御検討いただいた条文について、前回に引き続き御協議をお願いいたします。

まず、第21条会議の公開については、前回の委員会において、議会運営委員会及び議会報編集委員会を、原則として公開する会議に加えてはどうかという御意見がありました。

この点、資料1-1の1ページにあります<参考1>のとおり、議会運営委員会については、一般市民の傍聴は「原則として許可するが、議会運営に係る事項のみを議題とする場合は不許可とする取扱いとする」という申し合わせがなされております。

また、<参考2>のとおり、議会報編集委員会については、議会報発行規程において、「非公開とする」ことが明文化されております。

これらの会議の一般傍聴の可否については、事務局が府内各市及び中核市の状況を調査しておりますので、簡潔に報告を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、右肩に「資料1-2」としてあります資料をごらんください。

表題のとおり、「議会運営委員会等の一般傍聴の可否について」調査した結果を記載したもので、調査対象は、本市を除く府内32市と中核市39市でございます。

なお、府内の中核市3市は、府内に区分しております。

まず、1. 議会運営委員会の一般傍聴の可否についてですが、原則として認めている市は、府内で23市、中核市で34市ございました。反対に、原則として認めていない市は、府内、中核市とも4市ございました。また、本市と類似した運用をしている市は、府内で5市、中核市で1市ございました。

次に、2. 議会報の編集等について協議する会議の一般傍聴の可否についてですが、原則として認めている市は、府内で8市、中核市で15市ございました。それ以外の取り扱いをしている市は、府内、中核市とも24市ございました。

その内訳を申し上げますと、原則として認めていない市が、府内で16市、中核市で14市ございました。また、前例がない市が、府内で5市、中核市で3市ございました。さらに、そもそも、こうした会議を設置していない市が、府内で3市、中核市で7市ございました。

説明については、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの報告も踏まえ、各会派の御意見を順にお聞かせいた

だきたいと思います。

まず、自由民主党議員団、前田委員。

○前田富枝委員 私どもは、議会運営委員会については公開する、議会報編集委員会については公開しないということになりました。

○高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 とともに公開ということで。

○高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○清水 薫委員 両方ともに公開しようという意見です。

○高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。

○藤田幸久委員 我が会派は、議会運営委員会に関しては公開、議会報編集委員会に関しては非公開ということになりました。

○高橋伸介委員長 次に、民主クラブ、大橋委員。

○大橋智洋委員 私どもは、議会運営委員会については公開、議会報編集委員会については現状どおり非公開でいいんじゃないかということでございます。

○高橋伸介委員長 次に、民主市民議員団、堀井委員。

○堀井 勝委員 双方とも公開。

○高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。

議会運営委員会は公開で、議会報編集委員会は議会報編集委員会でお決めになったらどうかと。基本的に非公開という形でいいんじゃないかという意見でございました。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 委員長、済みません。議会報編集委員会で決めたらいいということですが、もう少しお話を伺えませんか。

○高橋伸介委員長 私が聞いている範囲では、議会報編集委員会の場合、編集過程があったり、ゲラ刷りの段階があったりします。また、そもそも議会報の編集とは何だろうとか、いろいろな問題が出てきまして、今のところは裁判もありますので、現状では非公開でいいんじゃないかという意見だったんです。

○広瀬ひとみ委員 わかったような、わからないような。済みません。理解不足で。

ただ、そんなに差し障りがあるのかということなんです。一方では、そんなに希望者がいるのかということもあるんですけども、市議会報はどんなふうにならているのだろうということで、子どもや学生さんも含めて、編集の状況を見たいということになったときに、原則非公開ですという形よりは、基本的には公開しておいて、不都合なときは非公開でいいんじゃないかなと思っております。

○清水 薫委員 会派の中で話したときに、我々議会側としては、行政のやっている会議とか、いろいろなことについて情報を公開せよと求めているんじゃないかと。そのことを考えれば、やっぱり、議会のことについても基本的に公開すべきではないかという意見になったんです。

ただ、今の議会報編集委員会は、別に内容がどうこうじゃないんですけれども、事務的に進んでいるだけなので、それを傍聴してどうなるんだろうという思いは確かにあります。

先ほど委員長がおっしゃったように、みんなの党市民会議さんでは、議会報編集委員会で

決めたらどうかという話が出たということなんですけれども、こういう意見が出たことをきっかけに、議会報編集委員会の在り方そのもの、議会報編集委員会が本当は何をすることなのかということ、もう一度きちんと考える機会にしたらいいかんかなと思うんですよね。

その中で、本当に公開することが必要ならば公開しよう。あるいは、先ほど広瀬委員がおっしゃったように、やっぱり都合が悪いところ、どうしても公開できないところもあるでしょうから、そういう意味では、議会報編集委員会の中身の議論をきちんとすることが必要なのではないかと思います。

**○岡林 薫委員** 今の清水委員のお話にも通じるころはあると思うんですけれども、本市の議会報編集委員会の現状を見ていて感じることを、我が会派のみんなで話し合ったんです。

先ほど委員長もおっしゃったように、ゲラ刷りの段階で公開してもどうだろうという意見もあって、今の議会報編集委員会の内容だったら、非公開でいいんじゃないかという結論に達しました。もちろん議会運営委員会は公開ということで、我が会派は意見が一致しました。

**○大橋智洋委員** 今の岡林委員の発言とほとんど一緒なんですけれども、今の議会報の編集作業のやり方でいけば、最終稿ではないゲラが出てきて、そのゲラを傍聴の方が持って帰った後になってしまうこともあるので、正式ではないものが出回る可能性もあると思うんです。

そういう危惧もありまして、うちの会派では、逆に、今のやり方のままであれば公開せず、公開するんだったら、公開にたえ得るやり方を議会報編集委員会の中でお決めいただく方がいいのかなという意見がありました。こういう意見があったということ、例えば、委員長から議会報編集委員会に申し送りしていただいた方がよりいいんじゃないか、そういう形でどうかと思うんですけれども。

**○広瀬ひとみ委員** 議会報編集委員会の中身を考えたときに、例えば、A4版にしようとか、大きな問題もありますよね。議会報の内容を、市民の皆さんから見て、もっとわかりやすくするためにはどうしたらいいのかという議論をするときと、具体的な編集作業をするときと、話し合う中身というのは大きく分かれると思うんです。

大きな話のときには、市民の皆さんから見てわかりやすい議会報をどう作るかという議論をしているので、本来、公開してしかるべきじゃないのかなと思うんですよね。

ただ、先ほどから言われているとおり、今の議会報編集委員会は、そういう話をするのか、通常の編集作業をするのかという明確な区分けはないので、議会報編集委員会ではそういう方針を話し合い、編集作業は作業部会で行うという形でもいいのかなと思います。

枚方市議会の場合は、随分、事務局に依存しているというか、他の市議会の編集方法などを聞いていると、議員サイドが中心になって議会報を作っている動きもあるので、それこそ議会改革の課題なのかもしれないですけども、きょう、そこまでは議論できないのかなと思います。ただ、やっぱり、議会報編集委員会の在り方は問われているのだろうと思います。

うちの会派は、基本的に両方公開してほしいと思っているし、市民の側から見たら、行く行かないは自分たちで判断するから、公開してくれたらいいという話だと思うんですよね。ゲラ刷りの段階の資料も、持って帰られると困るんだったら、持ち帰り禁止という形で対応することができると思うし、基本は公開でいいんじゃないかと思います。仮に公開しないという形をとるのであれば、先ほど大橋委員からお話があったみたいに、ぜひ一度、議会改革調査特別委員会から議会報編集委員会への投げかけをしていただきたいと思います。

○高橋伸介委員長 ちなみに、お世話になっている事務局から、今の議会報の編集について、どのような御負担があつて、また、どうあつてほしいのかなど、何かありましたらどうぞ。

○山下寿士市議会事務局長 今、皆さんの御意見をいろいろとお伺いしまして、基本的には、それぞれがもっともだなと思ひます。ただ、この枚方市議会の中では、議会報編集委員会がずっと現状のやり方で脈々と続いてきたと。

実際には、御承知のように、ほとんど事務局が編集作業をさせていただいて、最初の編集方針にしても、毎回、どうしようかと話し合うのではなく、例年掲載されている内容を参考に、新しいものを折り込んでお示ししていると。その確認といいますか、編集方針の案をお示して、それについて皆さんの御意見がないときなど、早ければもう5分ほどで終わってしまうような会議になっていると。

むしろ枚方市議会の考え方とすれば、成果物をしっかりと市民に配布することで、議会報の編集の在り方も含めてごらんになっていただこうというやり方でこれまできていたということですが、先ほど一部に御意見がありましたように、議会報の編集作業そのものをどうするかということをもし御議論されるのであれば、先進事例もいろいろありますし、何カ所か視察に行かれた中にも、1人1ページずつ与えられて取材をし、原稿をまとめ、議員自らが実際にカメラを掲げて写真も撮るといふような作業をしているところもあります。

ただ、体裁とか、表現の仕方とか、そういうものは統一性を保てるよう、レイアウトも含めて、事務局がお手伝いをさせていただきますので、基本的に議会報の編集作業を議員がされるというのであれば、また事務局の在り方も考えさせていただきたいと思ひます。

○大塚光央委員 今、山下局長からあつたように、議会報編集委員会という名前と実態が余り合っていないと感じるんですね。例えば、公開する場合、公開にたえ得る委員会かどうか、皆さん、その辺を危惧されていると思ひるので、本当に議会報編集委員会がどうあるべきか、やっぱり、そこから論議しないとなかなかしんどい。

何でも公開すればいい。それはいいんですけども、見に来た人が、これは何やねんと。だから公開したらあかんということもないんですけども、公開にたえ得るような委員会の中身にしてから、公開するという手順を踏んだ方がいいような気がするんですけども。

○高橋伸介委員長 皆さんから御意見をいただきましたので、まとめたいと思ひます。

地方自治法に設置根拠を持つ議会運営委員会については、議題にかかわらず、原則として公開すべきということで、意見の一致を見ているのではないかとと思ひております。

一方、議会報編集委員会につきましては、市民への配布前にもかかわらず、議会報の紙面そのものが資料として提示されることから非公開としてはどうか、公開するかどうかは今後の議会報編集委員会に委ねてはどうかなど、さまざまな御意見が出ていたと思ひます。

そこで、議会運営委員会のみを、原則として公開する会議に加えることとし、議会報編集委員会を公開するかどうかについては、その在り方も含めて、議会報編集委員会自らの議論に委ねてはどうかと思ひます。

これを資料1-1の1ページにあります第21条の具体的な条文で申しますと、四日市市議会基本条例と同様、「常任委員会」と「特別委員会」の間に「議会運営委員会」を挿入し、現時点では、「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会及び委員協議会を原則公開とする」という形で確定したいと思ひます。委員の皆さんの御理解をお願いします。

○高橋伸介委員長 それでは、第23条報告会等について、協議を進めます。

議会報告会等については、資料1-1の2ページにあります<参考>のとおり、中間報告において、「議会の議決内容や審議過程の経過の報告に加え、積極的に市民の意見を聞くものにするという方向性だけ」しか確認されておりません。

そこで、まずは、開催時期など、議会報告会の基本的な運営方法について、一定、御協議いただき、委員の御認識を共通のものにしていただきたいと思いますと考えております。

この点については、お手元にあります資料1-3と資料1-4のとおり、四日市市議会では議会報告会設置要綱及び運営細則が設けられておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、各会派の御意見を順にお聞かせいただきたいと思います。

まず、自由民主党議員団、前田委員。

○前田富枝委員 私どもは、基本的にこの案のとおりでいいんですけども、前回に公明党議員団さんが、第23条第2項の「別に定める」というところを「その都度定める」にしてはどうかとおっしゃったと思うんです。私どもも、そうしてはどうかと思います。

○高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 前回もちょっとお話ししたように、基本的に要らないという考えなんですけれども、ただ、そうすると前年度の議論をひっくり返すことになってしまうので、譲って報告会について規定するのであれば、定期的に関くと思われて、市民の方から何で開かないんだと言われても困るなど。せめて、必要に応じて開くというイメージが伝わるような条項になればいいと思います。

○高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○清水 薫委員 どちらかというところ余り熱心ではないんですけども、非常に大きな事案など、議会からきちんと報告しておかないといけないときもあり得ますので、そういう意味では、やっぱり報告会の必要性があるのではないかと。

けれども、他市の事例を見たときに、報告会をやっておられても、参加人数が少ないし、運営の仕方も非常に難しい。そのことを考えると、会派では、この第23条第1項のところ、「議会は」の次に「必要に応じて」という文言を入れたらどうかという形になりました。

○高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。

○藤田幸久委員 前回もちょっと申し上げましたけれども、第23条第1項はこのまま残し、第2項の文言にちょっと修正をかけて、「別に定める」という部分を「その都度定める」という形にしてはどうかという意見でまとまりました。

○高橋伸介委員長 次に、民主クラブ、大橋委員。

○大橋智洋委員 清水委員とほとんど一緒なんですけれども、最初の第1項のところに「必要に応じて」という文言を入れて、第2項はなくてもいいのかなと。あってもいいとは思いますが、方向性は一緒だと思うので、どちらでも結構です。

○高橋伸介委員長 次に、民主市民議員団、堀井委員。

○堀井 勝委員 うちの会派では、たびたびする必要はないけれども、やっぱり、当初予算の審議を行った後、年1回だけは報告会を行う義務があるのではないかと。いろいろな文書でお知らせしていても、やっぱり、議会として、今年度はこういう事業が始まるということ

報告するぐらいの義務は果たさなければならぬのではないかという思いです。

○高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。

議会基本条例の性格上、やはり、条項そのものは必要であると。ただし、中核市となる本市の規模を踏まえますと、実際の運用はなかなか困難であろうということで、先ほど各委員からもありましたように、「必要に応じて」という言葉を挿入して、その都度、議会の中で考えていただいて、決定されてはどうかということでした。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○広瀬ひとみ委員 仮に「必要に応じて」と挿入した場合に、その必要性については、どこでどのように協議するんですかという疑問が出てくると思うんですよ。

第2項の「必要な事項は、別に定める」という部分についても、どこでそのことについて協議するのかということを含めて、決めておくことが必要なのかなと。

その時々ということでもいいのか、議長が判断するのか、四日市市議会のように議会運営委員会に諮って判断するのかなど、その辺はどうなんでしょうか。

○高橋伸介委員長 ちなみに、四日市市議会の議会報告会設置要綱を見ますと、第2条で「報告会は、議長が主宰する。」、第3条で「報告会の内容等の協議事項については、議会運営委員会において決定する。」となっています。

○広瀬ひとみ委員 これだと、内容は議会運営委員会で議論するということですね。だから、いつ何を報告するかというのは議長の判断で、こういう報告会をこの時期にやろうと思っていますと議長から提案があるということなんでしょうか。

○高橋伸介委員長 四日市市議会では、そのような形になっています。

また、この議会改革調査特別委員会は3年目ですけれども、来年度まで、4年間続けるということで進んでいます。細かい部分については、また4年目に検討されてもよいのかなと思っています。選択肢はいろいろあると思いますので。

○広瀬ひとみ委員 それでは、事務局にちょっと教えていただきたいんですけども、特に第2項を置いていなくても運営の仕方などを別に定めることが可能なので、条例としては余り第2項にこだわらなくてもいいということなんでしょうか。

○吉田章伸市議会事務局課長代理 おっしゃるとおりだと思います。

○高橋伸介委員長 委員の皆さんの御協議をお伺いしていますと、議会報告会等については、決まった時期に開催するという硬直的な運営方法ではなく、必要に応じて開催するという柔軟な運営方法を基本とすべきという御意見でおおむね一致しているのではないかと考えます。

そこで、資料1-1の2ページにあります第23条第1項の条文についても、「議会は」の次に「必要に応じて」という文言を挿入し、現時点では、「議会は、必要に応じて、議会活動について市民等に対し報告等を行う場を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。」という形で確定したいと思います。

また、御意見をお伺いしていますと、必要に応じて報告会等を行うとした場合において、あらかじめ必要な事項を別に定めることは困難であることから、第2項を削除してはどうかと思いますけれども、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、第23条については、現時点において、ただいま申し上げたとおり確定することといたします。

○高橋伸介委員長 それでは、第25条市民意見の反映について、協議を進めます。

第25条については、前回の委員会において、そもそも本条が必要なのかといった御意見や、市民意見の反映方法を限定するような部分、具体的には「パブリックコメントの実施等の」という文言を削除すべきといった御意見がありました。

また、本条に言う「さまざまな手法」には、具体的にどのようなものがあるのかといった御意見もありました。

この点につきましては、お手元にあります資料1-5のとおり、四日市市議会では市議会モニターを設置しております。さらに、資料1-1の3ページにあります<参考>のとおり、昨年11月、(仮称)枚方市市民まちづくり基本条例策定審議会が市長に提出した答申の中で示された条例案では、6つの市民参画の手法が規定されております。

これらも参考にしながら、第25条については、特に論点を限らず、各会派の御意見を幅広くお聞かせいただきたいと思っております。

まず、自由民主党議員団、前田委員。

○前田富枝委員 私どもは、資料1-1の3ページにあるように、「さまざまな手法により」だけでいいと思っております。「パブリックコメントの実施等の」は削除で結構です。

○高橋伸介委員長 次に、日本共産党議員団、広瀬委員。

○広瀬ひとみ委員 うちの会派は、あってもいいと。

○高橋伸介委員長 次に、未来に責任・みんなの会、清水委員。

○清水 薫委員 会派としては、第25条そのものがもう要らないということです。

○高橋伸介委員長 次に、公明党議員団、藤田委員。

○藤田幸久委員 前回も申し上げましたけれども、「パブリックコメントの実施等の」を削除でいいと思っております。

○高橋伸介委員長 次に、民主クラブ、大橋委員。

○大橋智洋委員 同じ意見で、「さまざまな手法」に集約してはどうかということです。

○高橋伸介委員長 次に、民主市民議員団、堀井委員。

○堀井 勝委員 「さまざまな手法により」だけで結構です。

○高橋伸介委員長 最後に、みんなの党市民会議は、私から申し上げます。

多くの委員の方と一緒に、「さまざまな手法により」だけでいいのではないかと。よって、「パブリックコメントの実施等の」を削除という意見でございました。

○高橋伸介委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、委員間で御協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○堀井 勝委員 清水委員、会派の御意見をもう少し聞かせてください。

○清水 薫委員 地方自治法上、もともと議員は住民の代表じゃないのかと。その一番基本に立ち返ったときに、こういう条文は本当に必要なのかという意見が出てきたということです。もう一つ、「さまざまな手法」については、パブリックコメントなど、いろいろなものがあるんですけども、いずれにしても偏ってしまうのではないかと。

会派の中で「さまざまな手法」について議論したときに出たのは、無作為抽出のように、公平に意見が反映できるような方法でなければ、意見が偏るのではないかとという話です。

そういうことをやるのであれば、アトランダムに選ぶというか、新聞社などのマスコミが

よくやっているように、それなりの数の人を無作為抽出して、公平に意見を聞くような形がやっぱりベストではないかと。

○堀井 勝委員 よくわかりました。

○大橋智洋委員 先ほどの報告会等のところと同様の形、つまり、「議会は」の後に「必要に応じて」と入れて、より柔軟にしておくというのはどうかなと思うんですけども。

○高橋伸介委員長 委員の皆さんの御協議をお伺いしていますと、一定、本条を規定する必要性を感じるものの、市民意見の反映方法を限定するような部分、具体的には「パブリックコメントの実施等の」という文言は削除すべきという御意見が大勢であります。

また、議会報告会等と同様、市民意見の反映手法についても、必ず実施するという硬直的な運営方法ではなく、必要に応じて実施するという柔軟な運営方法を基本とすべきとの御意見もありました。

そこで、資料1-1の3ページにあります第25条の条文についても、「議会は」の次に「必要に応じて」という文言を挿入し、現時点では、「議会は、必要に応じて、議員提案条例等に関し、さまざまな手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。」という形で確定したいと思いますが、委員の皆さんの御意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、第25条については、現時点において、ただいま申し上げたとおり確定することといたします。

○高橋伸介委員長 第4章及び第5章の案文についての本日の協議は、この程度にとどめます。

○高橋伸介委員長 それでは、次に移ります。

第6章議員間討議及び政策提案から第9章見直し手続までについては、お手元に配付の資料2-1のとおり、四日市市議会基本条例を参考に、事務局がたたき台としての案文を作成しておりますので、説明を求めます。沖事務局課長。

○沖 卓磨市議会事務局課長 それでは、右肩に「資料2-1」としてあります枚方市議会基本条例（案）について、説明させていただきます。

これは、「資料2-2」としてあります四日市市議会基本条例の第6章議員間討議及び政策提案から第9章見直し手続までをもとに作成したものでございます。

初めに、第6章議員間討議及び政策提案でございます。

まず、第27条議員間討議及び意見集約ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

なお、議員間討議については、既に中間報告がなされており、＜参考＞として四角で囲んでおりますように、その部分を抜粋しております。

内容としましては、「まずは、議案が付託された常任委員会で導入し、その成果を見て、順次、他の会議に拡大を図ってはどうかということで、委員の意見が一致」したことなどが記載されております。

次に、第28条政策提言等から、2ページに参りまして、第30条議会意見の尊重までの3つの条文でございますが、これらも四日市市議会基本条例と同じものでございます。

次に、第31条議員研修ですが、「政策提言能力及び政策立案能力」としている部分は、四日市市議会基本条例では「政策立案能力及び政策提言能力」とされているところを、前文との整合性などを考慮し、順番を入れ替えているものでございます。

次に、第7章政治倫理及び議員報酬でございます。

まず、第32条政治倫理ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

次に、第33条議員報酬ですが、この条文も四日市市議会基本条例と同じものでございます。

なお、＜参考＞として四角で囲んでおりますように、枚方市附属機関条例の一部を抜粋しております。

そこに記載されているとおり、市長の附属機関として枚方市特別職報酬等審議会がございまして、下線を引いておりますように、議員報酬の額に関する調査審議を担当事務としております。

これまでから、市長提案により議員報酬を引き上げる場合には、この審議会への諮問がなされておりますが、本条第2項の規定については、こうした手続とは別個に、議員提案により議員報酬を改定するに当たって、議会独自の手続を定めようとするものでございます。

次に、3ページに参りまして、第8章議会事務局等の充実でございます。

まず、第34条議会事務局ですが、第1項のうち「政策提言能力及び政策立案能力」としている部分については、第31条と同様、四日市市議会基本条例の規定から順番を入れ替えております。

なお、議会事務局の機能強化については、既に中間報告がなされており、＜参考＞として四角で囲んでおりますように、その部分を抜粋しております。

内容としましては、「今後、議会が、監視機能と政策提言・立案機能をあわせ持つ議事機関として積極的な役割を果たすために」、「議会事務局の調査機能や政策法務機能の強化を図っていくということで、委員の意見が一致」したことなどが記載されております。

次に、4ページに参りまして、第35条議会図書室ですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

なお、＜参考＞として四角で囲んでおりますように、議会図書室について規定した地方自治法の条項を抜粋しております。

最後に、第9章見直し手続でございます。

本章は、第36条見直し手続の1条だけですが、この条文は四日市市議会基本条例と同じものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋伸介委員長 それでは、第6章について、第27条から順に委員間で御協議をお願いしたいと思います。

まず、第27条議員間討議及び意見集約についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第27条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第28条政策提言等についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第28条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第29条調査機関の設置についてはいかがでしょうか。（「なし」

と呼ぶ者あり) 御意見もないようですので、この案をそのまま第29条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第30条議会意見の尊重についてはいかがでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり) 御意見もないようですので、この案をそのまま第30条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第31条議員研修についてはいかがでしょうか。

○堀井 勝委員 余りこだわりはないんですけども、ここだけ「実施しなければならない」となっているでしょう。先へ行って悪いんですが、第32条も「努めなければならない」となっていますね。しかし、前に戻って、第28条は「努めるものとする」となっています。その辺がどうなのか。「しなければならない」とするのか、「するものとする」とするのか。できたら、何々に「努めるものとする」という文言に統一した方が。一方では「しなければならない」と言っておきながら、何々「するものとする」という文言もあるのは、整合性が乏しいと思いますので、直せるものなら直していただきたいと思います。

○高橋伸介委員長 今の堀井委員の御意見についてはいかがでしょうか。

条例上の文言の整合性を図るという意味で、努力規定の部分は、今回の場合、「するものとする」という形に修正を加えてはどうでしょうか。我々は頻繁に議員研修を行っておりますから、余りきつく規定することもないということもあるかなと。

ですから、この文言については、「実施しなければならない」ではなく、「実施するものとする」でいかがでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、この案については、最後の「実施しなければならない」を「実施するものとする」と修正した上で、第31条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第7章に参りまして、第32条政治倫理についてはいかがでしょうか。ここにも「努めなければならない」という部分がございますが、ここでは、少し強目に、このまま「努めなければならない」でよろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) それでは、この案をそのまま第32条として確定することといたします。

○高橋伸介委員長 次に、第33条議員報酬についてはいかがでしょうか。これについても、語尾の部分も含めてお考えいただけたらと思います。

○藤田幸久委員 語尾を除き、第1項はこのままでいいと思うんですけども、第2項ですね。先ほども御説明がありましたように、議員報酬の改定に当たっては、審議会がありますので、公聴会の活用等による市民等の意見の聴取などは考えなくてもいいんじゃないかと。第2項全体を削除してもいいんじゃないかということです。

○清水 薫委員 会派の意見としては、この第2項は不要であると。削除してはどうかという意見になりました。

○大橋智洋委員 今のままで機能していると思いますので、うちの会派も、第2項は必要ないということがございます。

○前田富枝委員 私どもも、第2項自体がもう不要じゃないかと。

議員報酬を上げるときは、この附属機関条例に規定されている報酬等審議会で議論されるということですし、実際に、報酬を下げたときは、議会改革として行った経緯がございます。我々自らが下げるといいと思うので、この第2項自体が不要だと思います。

- 高橋伸介委員長 第2項を削除するという御意見が大勢であると思いますが、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、この案については、第1項はそのままにして、第2項を削除するという事で確定することといたします。
- 高橋伸介委員長 次に、第8章に参りまして、第34条議会事務局についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第34条として確定することといたします。
- 高橋伸介委員長 次に、第35条議会図書室についてはいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）御意見もないようですので、この案をそのまま第35条として確定することといたします。
- 高橋伸介委員長 次に、第9章に参りまして、第36条見直し手続についてはいかがでしょうか。
- 藤田幸久委員 これは四日市市議会基本条例の条文をそのまま使っているということで、「一般選挙を経た任期開始ごとに」となっていますが、これでしたら、1任期で1回という解釈になりますので、「随時」とか「必要に応じて」という文言に変えてはどうかと思います。
- 広瀬ひとみ委員 この間、いろいろ議論させていただいておきまして、やってみないとわからない部分もまだまだたくさんあると感じているところですので、やっぱり、議会改革には不断に取り組んでいこうと。議会は、常に議会改革を心がけていくということで、「常に」という言葉が入らないかと。議会改革調査特別委員会を常設して、常に改革を行っていくことを、この議会基本条例の中で示すことができれば、今後、大きな成果につながっていくのではないかと感じます。
- 清水 薫委員 会派の意見として出たのは、この第36条の2行目にある「市民等の意見を聴取し」という部分はないのではないかと。
- 先ほども出ていましたけれども、議会の中に議会改革調査特別委員会を作るのであれば、当然、議員として市民等の意見も聞いているということを考えて、あえて「市民等の意見を聴取し」という文言は必要ないということになりました。
- それから、「一般選挙を経た任期開始ごとに」という文言の解釈について、随分、会派の中でも意見が出ました。
- 先ほどのように、「随時」、あるいは「必要に応じて」という意見も出たんですけれども、次の任期になって、実際に見直そうとしたときに、「随時」としていても、何回も同じことを見直せるのかというと、多分できないだろうと。多分、1つの項目の見直しは、任期中に1回しかできないのではないかと。そのことを考えると、この文言でも別に何の問題もないという最終結論になったんです。これで十分に包含できるのではないかと。
- 先ほども議会改革調査特別委員会を常設にする必要があるという御意見がありましたけれども、会派としては、それをすれば、文言自体の修正は、「市民等の意見を聴取し」というところだけ削除していただいたら十分なのではないかという結論になりました。
- 岡林 薫委員 藤田委員から「必要に応じて」という意見がありましたけれども、もう一つの会派で出ていたのは、今もおっしゃっていましたように、「市民等の意見を聴取し」というところは必要ないのではないかという意見でした。

○藤田幸久委員 先ほどありましたように、議会改革を常にやっていくということになれば、いろいろな改革、改正が出てくると思います。例えば、改選後すぐに改革しなければならないことだけでなく、今のように3年目、4年目になった時点で改革しなければならないことも出てくると思うので、やっぱり、「任期開始ごとに」1回ではなく、「必要に応じて」でいいのではないかと思います。

○高橋伸介委員長 委員の皆さんの御協議をお聞きしていますと、第34条見直し手続では、論点が2つあると思います。

1行目の「一般選挙を経た任期開始ごとに」については、4年に一度を意味しているのかどうかという解釈の問題もありますが、「必要に応じて」に改めて、柔軟性を持たせた方がいいのではないかと御意見がありました。

それから、2行目の「市民等の意見を聴取し」という文言については、そもそも必要性があるのかという御意見がありました。

聞いている範囲では、「一般選挙を経た任期開始ごとに」を「必要に応じて」に改めるという御意見と、「市民等の意見を聴取し」は不要であるという御意見がやや多く感じますが、他に御意見はありませんか。

○堀井 勝委員 第5章市民参加の促進のうち、第25条市民意見の反映では、先ほど、「パブリックコメントの実施等の」を削除して、「さまざまな手法により」に集約したわけです。この見直し手続についても、やはり、市民参加が基本にあるべきではないかと思いますので、「市民等の」という文言にこだわりがあるならば、「さまざまな意見を聴取し」に変えてはどうかと私は思うんですけれども。

○大塚光央委員 議会改革というのは、別に社会情勢の変化だけに応じてするものではなく、必要に応じてするものだと思いますので、できるだけハードルを低くして、見直ししやすいような文言が一番いいと思うんですね。

議会改革調査特別委員会は常時必要だと思いますので、その中で、できるだけ委員さんが議論して改革しやすいような文言にしていきたいと個人的には思うんですけれども。

○高橋伸介委員長 それでは、この部分については、一旦、会派に持ち帰っていただきまして、再度、御検討をお願いしたいと思います。

○高橋伸介委員長 第6章から第9章までについての本日の協議は、この程度にとどめます。

なお、次回以降も引き続き御協議いただくことになった第36条については、次回までに会派内で御検討いただきますよう、改めてよろしく願いいたします。

○藤田幸久委員 最後に1点だけ。

先週の金曜日も災害対策連絡会議を立ち上げまして、災害時における議員の役割、行動ということで訓練を行ったわけですが、昨年に災害発生時対応要領を制定しましたので、議会基本条例の中にも何らかの形で盛り込んでいただければと思います。

○広瀬ひとみ委員 今、藤田委員がおっしゃったことはもっともなことで、危機管理の問題について、議会基本条例の中に入れ込むことができたらいいなと私も思います。

それとは別に、ちょっと反応が鈍くて申し訳ないんですが、第25条については、先ほど取りまとめられたんですけれども、ただ、よく考えると、市民の方に対して義務を課したり、権利を制限したりする、そういう条例の中身の場合もあるわけですね。そういう条例が、

ある日突然、議会で提案されて通りましたよと。これではだめだと思うんです。

先ほど「必要に応じて」という形で取りまとめていただいたので、その「必要に応じて」というのは、どういうときなのかということだと思っただけですね。今、どんな議員提案条例があるのか、ちょっと想像がつかないんですけども、やっぱり、市民に対して何らかの規制をしたり、権利の制限をしたりといった、市民生活にとっても影響を与えるような中身の条例である場合には、御意見を広く伺うことが必要ではないかと感じたので、そのことだけ意見として述べておきます。

○高橋伸介委員長 暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○高橋伸介委員長 再開します。

○高橋伸介委員長 「必要に応じて」をそのように考えると言いたいところなんですけれども、そのときの議長の判断などまで担保することはできませんので、今の段階では明確にお答えすることが難しいように思います。

○広瀬ひとみ委員 議会基本条例ができるとうまく、どこの議会でも、条文だけではなく、条文の意味している中身はこうですといった市民向けの解説を付けておられるじゃないですか。そういうところで、「必要に応じて」と書かれているのはこういうことかと言えりような合意ができたらいいなということなんです。

法律でも、後々の法解釈に際して、そのときの国会でどういふ議論がなされていたのかということが問題になったりすることがありますよね。ですから、この委員会の場で「必要に応じて」とは一体どういふときなのかということが一定議論されて、イメージ共有もされているという形がとれたら、これは議事録の中に残っていきますので、解説でもきちんと位置付けできるし、後々にも引き継がれていくのではないかと思っただけなんですけれども。

○大塚光央委員 それはそのとおりになんですけれども、ただ、はっきり言わせていただければ、広瀬委員と私たちの「必要に応じて」の解釈はかなり違うんです。そうなるとう、何が共有できるのかというのは、かなり難しい議論になってくると思うんですよ。

広瀬委員がおっしゃっていることはよくわかるんですけども、そういう意味では、ここで共有化を求める必要性が余りないと思うんです。それをやり出すと、何もできなくなるということにもなりかねませんので。全体として共有化する必要性は余り感じないんですが、文言としては、議会の中で、そのときの課題として、全員が必要と判断したらという、その程度のイメージしかないんですけども、間違っていますか。

○広瀬ひとみ委員 市が何らかの条例を作つて提案する場合に、市民の皆さんに影響を与えるときは、こういう中身の条例を考えていますということを事前にきちんと示して、それこそパブリックコメントなどを行うわけですね。では、議会が条例を作るときには、そういう丁寧な作業を必要としないのかということなんです。

○高橋伸介委員長 基本的には、その時々で必要に応じて御協議いただけたらと思うんです。

その時々、そういう御主張をされて、議長を初め、多くの議員がそういう必要があると考えるかどうかだと思っただけなんです。現時点で、そういう環境、情勢をつくることまでは明確にできないのかなと。

○**広瀬ひとみ委員** それでは、取りあえず、市民に何らかの影響を与えるような中身の条例のときは、できるだけそういう対応をすべきだと私は思うという意見を言わせてください。

○**高橋伸介委員長** それでは、次に移りたいと思います。

先週、議会として災害対策訓練を行っておりますので、そういうことも踏まえて、先ほど、藤田委員から、議会基本条例中に危機管理について規定することも検討してはどうかという御意見がございました。この点についてはいかがでしょうか。

○**大塚光央委員** 危機管理などについて、議会としてどういう対応をしていくかということを考えなければならぬんですけれども、例えば、私の場合は、議員であっても、地元に住んでいて、こういうときにはこういう役割を果たすと決められているんですね。

そうすると、議会で決められたことがあっても、私自身はもう動けないという実態もあるので、一旦、会派に持ち帰らせていただきたいと思います。

議会としてどうしていくかということについては、それなりに議論していかなければならないと思うんですけれども、議員個々になってくると、いろいろな問題が出てくるような気がします。議会基本条例の中に規定し、それが議会として本当に実現可能なものであれば、そうすべきですけれども、ただ、枚方市災害対策本部に大きな気遣いをされるような存在になってはいけませんので。

ですから、どう組み込んでいくのがいいのか、会派で話をさせていただきたいと思います。

○**広瀬ひとみ委員** 災害対策連絡会議が初めて設置されたということで、議会基本条例の中にその位置付けを示す規定を置くとイメージしていたんですけれども、それでいいんですか。

○**高橋伸介委員長** 本市議会では、もう既に訓練まで実施しているんです。

先週は、正副議長応接室に正副議長と会派代表者が集まって情報共有に努めるという形で訓練を行うなど、実態が既にあるので、それを補完する意味もあって、議会基本条例の中に位置付けていこうという趣旨だと理解しています。

○**堀井 勝委員** 先日設置された連絡会議は、議長が代表ということになっているわけですが、果たして本当に災害が起こったときに、議長が陣頭指揮を執れるのかどうか。その辺も検討していかなければなりません。

また、議員の皆さんは、やっぱり地元が大事ですし、立ち位置がそれぞれ違うと思いますので、議会としてこうあるべきということを決めたとしても、それぞれの議員の立ち位置をお互いに認め合い、きちんと知っておくことが一番大事なことではないかと私は思います。

○**大橋智洋委員** 会派としては、先ほど大塚委員からありましたように、持ち帰らせていただきたいと思うんですけれども、よその議会基本条例を拝見しても、防災や災害対策に関して触れているところは確かにあります。それは昨今の状況を見て、そうしておられるのかなと思います。今ありましたように、例えば、個々の議員に何らかの役割を課すという書き方ではないところも結構あったと思いますので、持ち帰らないといけませんけれども、議会として今やっていることをそのまま書き込むことはできるのかなと思います。

○**清水 薫委員** 私も、藤田委員が提案されたように、危機管理についての条文は必要だろうと思います。宝塚市の場合、市役所で放火事件があって、宝塚市議会基本条例に規定されたんですよね。今、私の手元には資料がないんですが、宝塚市議会基本条例の条文も、資料として配っていただければと思います。

皆さんがおっしゃっているように、地域での災害だけを問題にするのではなく、宝塚市は市役所が放火されたので、そういったときの議会の対応として結構いろいろなことをされたようです。宝塚市の事件は、決して他人事でもないでしょうし、そういうことを考えれば、会派ではまた十分に議論しますけれども、危機管理を幅広くとらえられたらと思います。

**○高橋伸介委員長** 今、宝塚市の話が出まして、私、資料として持っているんですけども、もともと宝塚市議会基本条例には危機管理の規定がなかったんです。市役所の放火事件の後直ちに、平成25年に追加されたんですが、わずか2行です。基本条例ですから、「議会は、危機事案等緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努める。」と、これだけなんです。

先ほど大塚委員などから御指摘があったように、議会として決めた対応が実際にできるかどうかは、執行の段階の話なので、いろいろと改善できると思うんですね。先週に実施した訓練を踏まえ、具体的に改良、改善ができると思うんですけども、議会基本条例の場合は、あくまで骨子ですので、本市は既に実態が先行していますが、今のところ、そこまで具体的な規定は必要でなく、方向性が示せばそれでいいのではないかと思っています。この件についても、一旦、会派にお持ち帰りいただき、御検討いただきたいと思います。

なお、今回は、ただいま御提案いただいた条文も含め、これまでの御協議を踏まえて、枚方市議会基本条例のすべての条文をお示しし、改めて個々の条文の確認作業を行ってまいりたいと考えておりますので、あわせてご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○高橋伸介委員長** 以上で、本日の調査はすべて終了しました。

よって、議会改革調査特別委員会はこれをもって散会します。

(午前11時27分 散会)

委員長 高橋伸介

議長 有山正信